

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: こども政策局

H26.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	こども政策局	こども未来課	H25.4.1	長崎県子ども・若者総合相談センター業務委託	15,883,350	長崎市赤迫1-4-16 特定非営利活動法人 心澄 理事長 中村 尊	<p>当事業は、不登校・ひきこもり・ニート等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者や家族等からの相談を一次的に受け付け、相談内容によって適切な支援機関へつなぐ総合相談窓口事業である。</p> <p>このため、業務の特殊性・専門性等を考慮し、平成23年度に業務委託の公募を行い、「長崎県子ども・若者総合相談センター事業業務の委託に係る企画書評価委員会」により特定非営利活動法人心澄(理事長 中村尊)を選定し、平成23年5月より業務委託を開始したところである。</p> <p>事業の実施にあたっては、相談者に対する継続し安定した支援が何よりも大切であり必要不可欠であるため、相談件数、相談者の相談前後の状態を比較した改善率、および相談員の対応状況やスキル度等の実績を見極めつつ実効性のある支援についての専門知識と経験、また幅広い情報を有する同事業者が継続して業務を行うことが最も効果的かつ効率的であることから随意契約としたい。</p>	第167条の2 第1項 第2号
2	こども政策局	こども未来課	H25.4.1	長崎県保育所職員研修委託事業	3,746,000	長崎市茂里町3-24 一般社団法人 長崎県保育協会 会長 谷川和啓	<p>一般社団法人長崎県保育協会は、乳幼児保育の振興に寄与することを目的に設立された公益法人であり、県内のほとんどの保育所・僻地保育所が会員として登録している。本研修の対象となる保育士が県内に約6,500名おり、12名の委員で構成される研修委員会において保育に関する専門的な知識を持ち、現場の保育所の実態に応じた研修企画が可能である。また、当協会は「乳幼児保育の内容、指導方法等の調査研究」「保育所運営管理に関する調査研究」等を事業内容とする団体であり、県内には、保育の目標や内容等を熟知し、保育所職員の資質向上に効果がある研修を企画運営できる他の団体がない。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: こども政策局

H26.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	こども政策局	こども未来課	H25.4.1	長崎県保育士登録業務委託	単価契約	東京都渋谷区神宮前5-53-1 社会福祉法人 日本保育協会 理事長 石井哲夫	社会福祉法人日本保育協会(登録事務処理センター)は、保育士登録関係業務について、全国的にデータの一元化、手数料及び添付書類・納付方法の統一化により業務を効率的かつ円滑に行うため、厚生労働省の指導のもとに設けられた全国唯一の受託機関であり、本県においても同協会に委託を行うもの。なお、全都道府県が業務委託を行っている。	第167条の2 第1項 第2号
4	こども政策局	こども未来課	H25.7.30	児童・生徒の口腔機能と全身的状态の相談に関する調査研究事業	3,267,000	長崎市茂里町3-19 一般社団法人長崎県歯科医師会 会長 許斐 義彦	本事業は、長崎県での8020運動の積極的な普及啓発と具体的な施策の推進のため、各機関・団体と連携して児童・生徒の口腔形態、機能と全身の状态との相関について調査し、また幼児期の児童に対する口腔筋機能訓練を実施し、その効果について検証することを目的とする。 本事業は、歯科検診や実態調査及び訓練等を行ってデータ集積する必要がある、そのデータ分析には、歯科保健に関する専門知識・技術を必要とすることから、これらの調査・業務を行えるのは長崎県歯科医師会のみである。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: こども政策局

H26.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	こども政策局	こども未来課	H25.10.11	保育士人材確保等事業	4,135,000	長崎市茂里町3-24 一般社団法人長崎県保育協会 会長 谷川和啓	<p>保育士人材確保等事業は、保育士・保育所支援センター開設等事業及び保育士人材確保研修等事業を行うものである。</p> <p>本事業では、保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため「保育士・保育所支援センター」を開設し、潜在保育士の就職支援や保育所の潜在保育士活用支援等を行うこととしている。センターには潜在保育士の希望する勤務時間・勤務形態等について保育所と調整する機能が必要であり、また県内全域で取り組む必要がある。</p> <p>一般社団法人長崎県保育協会は、保育事業の振興を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的に設立された法人であり、県内のほとんどの保育所・へき地保育所の設置者等が会員として登録している。このため、当協会は保育に関する専門的な知識を持ち、現場の保育所の実態を把握している。県内の保育所の実態を把握しており、保育所と密接に連携がとれる機関は当協会のみである。</p> <p>また、潜在保育士の就職支援のため研修を実施することとしている。当協会には研修部会があり保育士等に対する研修を実施しているため、現場の保育所の実態に応じた研修企画が可能である。</p>	第167条の2 第1項 第2号
6	こども政策局	こども家庭課	H25.4.1	DV被害者等自立支援事業	8,400,000		<p>本事業は、DV被害の一時保護所退所者等の自立を促進するため、同行支援、家事、子育て支援、被害者の生活再建のためのサポートを行うものである。</p> <p>DV被害者支援を行う際の二次被害を防止するためには、DVに対する正しい理解と、DV被害者の立場にたったきめ細やかな支援が必要であり、DVに関して高い知識・経験等が要求され、業務を行えるのは長年DV被害者支援を行ってきた当団体のみである。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: こども政策局

H26.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	こども政策局	こども家庭課	H25.9.25	児童委員主任児童委員地域研修会児童虐待防止啓発映画上映業務	3,785,760	長崎市大井手町24岩本ビル2F 有限会社長崎県映画センター製作普及部 代表取締役 藤原正史	全国の児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況であるため、県内10地区で、児童委員・主任児童委員を主対象とし、地域住民も参加できる内容の「児童委員・主任児童委員地域研修会」を開催し、本県における児童虐待防止対策等の周知を図るとともに、この啓発に資する映画上映を実施することとした。 映画上映については、長崎県内で、映画の配給をできる事業者が、「長崎県映画センター」のみであり、長崎県映画センターを相手方とする。	第167条の2 第1項 第2号
8	こども政策局	こども家庭課	H25.4.1	ATLウイルス母子感染防止対策事業委託	5,000,000	長崎県産婦人科医会 会長 牟田 郁夫	同産科医会には、県内のすべての産婦人科が加入しているため、HTLV-1陽性を判定された妊婦の再検査や、キャリア母親から出生した子どもの追跡調査及び支援等の事業の目的達成に最も適しており、また他に事業実施に適した実施機関がない。	第167条の2 第1項 第2号
9	こども政策局	こども家庭課	H25.4.1	先天性代謝異常等検査事業	単価契約	公益財団法人長崎県健康事業団 理事長 蒔本 恭	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障害などの症状をきたすので、新生児の血液検査を行い、異常を早期に発見し、障害を予防することを目的としており、本検査を実施できる検査機関は県内には他にないため。	第167条の2 第1項 第2号